

NPO 法人ウィッグリング・ジャパン 正会員規約

NPO 法人ウィッグリング・ジャパン（以下、当団体とする）は、当団体の正会員規約を以下の通りに定める。

第1条（目的）

当団体は、正会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営を行う。

第2条（正会員の定義）

正会員（以下、会員という）とは、当団体の目的に賛同して運営に参画する個人をいう。

第3条（入会申込）

入会を希望する方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入の上、当団体に提出し、入会金及び当該年度の会費（以下、年会費）を払い込むものとする。

当団体の年度は、定款の定めにより4月1日より翌年3月31日までとする。

第4条（入会金及び年会費）

入会金 10,000 円、年会費 3,000 円

第5条（入会の成立）

入会は、事務局が入会申込書を受取り、入会金及び年会費の納入を確認したときに成立する。

第6条（入会申込の拒絶）

当団体は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

1. 申込書に虚偽の事項を記載した場合
2. かつて除名された者であった場合
3. 反社会的勢力及びその構成員、もしくはこれに準ずる者であることが判明した場合
4. 前項以外で以下の行為を行う者
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当団体の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
5. 前各項に準ずる場合で、その他当団体が会員として不適当等と判断したとき

第7条（会員資格の有効期間）

会員資格有効期間の起算日は、当団体が入会申込書を受け付け入金確認出来た日を、入会を承認した日とする。

第8条（総会における議決権）

当団体は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当団体の運営に関する決定を行う。総会は正会員によって構成される。なお、当該年度の年会費未納の会員には議決権はない。

第9条（個人会員の資格継承）

会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われる。第三者への資格継承はできない。

第10条（団体の資格継承）

第6条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用する。

第11条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに電話・書面・メールなどにより、その旨を当団体に通知する必要がある。
2. 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当団体はその責任を負わないものとする。

第12条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格が喪失される。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第13条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
- (3) この会員規約に違反した場合
- (4) 第6条(入会の拒絶)に定める事項に該当することが判明した場合
- (5) (1)～(4)に準ずる形で、当団体の会員として不適当と判断した場合

第14条（会員の退会）

1. 会員は当団体に対し、書面で通知することにより、退会することができる。退会日は、当団体が退会届を受け付けた日とする。
2. 前項の規定により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還は受けられない。

第15条（損害賠償）

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当団体に損害をもたらした場合、当該会員は、当団体の受けた損害を賠償することとする。

第16条（会員規約の変更）

1. 当団体は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。
2. 改定された規約は、施行前に会員に通知することとする。

平成23年7月1日制定

平成26年8月1日改訂

平成26年10月14日改訂

平成27年4月1日改訂